

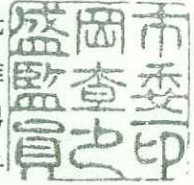


19 盛 監 第 35 号

平成 19 年 6 月 29 日

盛岡市議会議長 工 藤 由 春 様

盛岡市監査委員 伊 藤 俊 光
同 八重樫 康 雄
同 下 館 幸 男
同 川 村 幸 子



定期監査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果の報告を次のとおり提出します。

第 1 監査の対象及び監査実施年月日

定期監査の対象は市民部及び水道部である。うち、次の部課等を実地監査の対象として監査を実施した。

実地監査対象部課等	監査実施年月日
市民部 男女参画国際課 市民登録課, 国保年金課 消費生活センター 青山支所, 太田支所 築川支所, 繫支所	平成 19 年 5 月 2 日 平成 19 年 4 月 26 日から同年 5 月 8 日まで 平成 19 年 4 月 27 日 平成 19 年 4 月 26 日
水道部 総務課, 営業課 給水課, 建設課 配水管理課, 浄水課 玉山事務所	平成 19 年 5 月 14 日から同年 5 月 18 日まで

第 2 監査の範囲

平成 18 年度の財務に関する事務の執行に加え、水道部（水道事業会計）については、経営に関する事業の管理に関すること。

実地監査の対象としない部署においては、平成 19 年度監査実施計画及び監査資料等に関する要領（48 盛監発第 24 号）に基づき提出された監査資料について、実地監査の対象とした部署においては、市民部及び水道部ともに同監査資料と監査実施の指定日に提出された各課等の予算の執行に係る各種文書、会計帳票、証拠書類、現金の出納保管並びに財産、債権及び基金の記録管理その他の事務に係る文書について、財務に関する事務の執行が法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかに主眼を置き、加えて水道部（水道事業会計）においては、経営に関する事業の管理が法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかに主眼を置き、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続きによりその内容を調査照合するとともに、必要に応じ、その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

第4 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づきおおむね良好と認められたが、各課等の一部の事務処理について、別紙に掲げる事項が見られたので適切に措置されたい。

なお、監査の執行過程において、各課等の担当職員等に対し、その旨指示したところであるが、所管する業務に対する認識を深められ、事務事業の適正かつ効率的な執行が確保されるよう配慮されたい。

別 紙

I 市民部

男女参画国際課

【指摘事項】

- 1 週休日の振替等により、週の正規の勤務時間を超えて勤務を命じられた職員について、該当する勤務時間に係る時間外勤務手当の支給が行われていないものが見られた。当該時間外勤務手当について、追給の手続を行うことを求める。

市民登録課

【指摘事項】

- 1 時間外勤務手当の支給に当たり、勤務時間数の算定誤りにより支給額に誤りがあるもの及び週休日の振替等により、週の正規の勤務時間を超えて勤務を命じられた職員について、該当する勤務時間に係る時間外勤務手当の支給が行われていないものが見られた。当該時間外勤務手当について、追給及び返納の手続を行うことを求める。

【注意事項】

- 1 盛岡市収入証紙及び岩手県収入証紙の売りさばきに当たり、適正に行われていないもの
 - (1) 盛岡市収入証紙請求受領書及び岩手県収入証紙請求受領書において、決裁区分に誤りがあるもの
 - (2) 盛岡市収入証紙受払簿及び岩手県収入証紙受払簿において、決裁権者の決裁を得ていないもの
- 2 時間外勤務命令に当たり、適正に行われていないもの
 - (1) 勤務時間数の算定に誤りのあるもの
 - (2) 勤務時間数及び合計の記載がないもの
 - (3) 休憩時間を適正に与えていないもの
 - (4) 事前に決裁権者の決裁を得ていないもの
- 3 日帰り旅行命令に当たり、決裁権者の決裁を得ていないもの

国保年金課

【指摘事項】

- 1 週休日の振替等により、週の正規の勤務時間を超えて勤務を命じられた職員について、該当する勤務時間に係る時間外勤務手当の支給が行われていないものが見ら

れた。また、時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給に当たり、時間外・休日勤務命令表において勤務区分の誤りにより時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給額に誤りのあるものが見られた。当該時間外勤務手当及び休日勤務手当について、追給及び返納の手続を行うことを求める。

消費生活センター

【指摘事項】

- 1 郵券の受払いに当たり、払出内容が受払簿に記録されていないもの及び払出しを受けた月日に誤りがあるものが見られたので、適正な郵券の管理を行うことを求める。

II 水道部

総務課

【指摘事項】

- 1 行政財産の使用の許可に当たり、使用期間が3ヶ月以下のものの使用料について前納されていないものが見られた。使用料の徴収について、盛岡市行政財産使用料条例に基づく適正な事務処理を行うことを求める。

【注意事項】

- 1 書留等の配布に当たり、文書主任の受領印を徴していないもの

営業課

【指摘事項】

- 1 時間外勤務手当の支給に当たり、勤務時間数の算定誤りにより支給額に誤りがあるものが見られた。当該時間外手当について、追給の手続を行うことを求める。

建設課

【注意事項】

- 1 質量分析計保守点検の業務委託に当たり、業務契約約定に定められた一部下請けの承認手続きが行われていないもの

配水管理課

【指摘事項】

- 1 水道施設毀損に係る費用請求に当たり、舗装復旧工事について、委託業者へ支払

う工事費より毀損原因者へ請求する工事費が少なく算定されているものが2件見られた。水道施設毀損に係る毀損原因者への費用請求額は、工事費、損失水量費、事務費等により算定されているが、実際に復旧に要した費用と異なることのないよう、適切な事務処理を求める。

【注意事項】

- 1 水道施設毀損に係る費用請求に当たり、修繕工事が直営により行われた場合と業者に委託した場合により、毀損原因者に対する費用請求額が異なっているもの

浄水課

【注意事項】

- 1 週休日の振替命令に当たり、その都度振替簿への記載を行わずに行っているもの

玉山事務所

【指摘事項】

- 1 時間外勤務手当の支給に当たり、時間外・休日勤務命令表と勤務実績通知書の勤務時間数が一致しないもの及び勤務時間数の算定誤りにより支給額に誤りがあるものが見られた。また、休日の振替等により、週の正規の勤務時間を超えて勤務を命じられた職員について、該当する勤務時間に係る時間外勤務手当の支給が行われていないものが見られた。当該時間外手当について、追給及び返納の手続を行うことを求める。

【注意事項】

- 1 時間外勤務・休日勤務命令に当たり、適正に行われていないもの
 - (1) 勤務時間数の算定に誤りのあるもの
 - (2) 勤務時間数及び合計の記載がないもの
 - (3) 休憩取得時間の記載が適切でないもの
 - (4) 時間外勤務命令に所属長の決裁がないもの
 - (5) 時間外勤務命令が事前に行われていないもの
- 2 土地の賃貸借契約に当たり、契約書に収入印紙のちょう付がないもの及び契約書の訂正が適切でないもの